

令和 2 年 4 月 1 日
国立大学法人東海国立大学機構

東海国立大学機構との取引に関する基本事項

東海国立大学機構（以下「機構」という。）が執行する経費（機構以外の他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、機構の規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

これにより、社会規範、法令、機構の規則その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守する者とのみ取引させていただきます。

記

1. 次の不適切な取引を行わないこと。
 - ① 預り金（機構の契約担当部署が了解する前金等を除く。）
 - ② 支払期日の不明確な取引
 - ③ 取引事実と異なる書類の提出
 - ④ 将来の売買を前提とした貸出（機構の契約担当部署の了解を得たものを除く。）
2. 機構の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合には拒絶し、機構の通報窓口へ連絡すること。
3. 次の取引を行う場合は、事前に機構の契約担当部署の了解を得ること。
 - ① 物品等の貸出
 - ② 物品等の無償提供（宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。）
4. 機構が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは、提供すること。

以上